平成 25 年４月 19 日

各　　位

会 社 名　　株式会社丸千代山岡家
代表者名　　代表取締役社長　山岡　正
（ＪＡＳＤＡＱ・コード３３９９）
問合せ先　　取締役管理本部長　成田　弘之
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　029-896-5800

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年４月１日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 25 年４月 25 日開催予定の第 20 期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

Ⅰ．定款一部変更の件

１．提案の理由

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第７条（単元未満株式についての権利）を新設し、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第５条（発行可能株式総数）、第６条（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 24 年 11 月 26 日開催の取締役会において、平成 25 年２月１日を効力発生日として、発行可能株式総数を 32,920 株から 3,292,000 株に変更し、単元株制度を採用して１単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。

２．日程

定時株主総会開催日　　平成 25 年４月 25 日（木）
効力発生日　　平成 25 年４月 25 日（木）

３．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第７条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第７条～第 45 条（条文省略）	第８条～第 46 条（現行どおり）

以　上